

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問7（個）第1号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年10月17日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日〇時〇分に広島市〇〇区〇〇先〇〇交差点で私が交通違反をした際の白バイ隊員が記録した映像又は音声の記録」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）第3条第2項の規定により令和6年10月24日付けで決定期間の延長を行い、その後、法第78条第1項第5号に該当する情報を不開示とした自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年11月28日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年1月23日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件処分において開示しない部分とされた、ドライブレコーダーの映像記録（以下「本件映像記録」という。）についても、全部開示又は部分開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書においておおむね次のとおり主張している。

動画サイト「YouTube」にアップロードされている動画には、白バイ乗務員が身に着けているドライブレコーダーにより撮影されたと思われる、交通違反を検挙する様子が記録された映像が含まれているものがある。参考事例として下記2件（省略）を例示する。

上記2件の動画については、それぞれ大手テレビ局の公式チャンネルがアップロードしている動画であり、白バイ乗務員が身に着けているドライブレコーダーにより撮影されたと思われる映像以外にも、パトカー内部の映像や、警察施設内部の映像が含まれていることから、その撮影・編集においては、警察組織からの映像の提供等、一定の協力があったものと推察される。

この前提に立つと、仮に実施機関の説明のとおり、白バイ乗務員が身に着けたドライブレコーダーの映像記録を開示することが犯罪の予防等に支障を及ぼすのであれば、上記2件のような動画はそもそも制作されないはずである。

しかしながら、実態として動画は制作・アップロードされていることから、処分庁が説明する不開示理由は誤っていると言わざるを得ない。

以上の理由から、本件処分を取り消し、本件映像記録の全部開示を求める。

もともと、上記2件のような動画においては、警察組織がその活動広報のために、犯罪の予防等に支障を及ぼすことのないよう、映像の撮影範囲、画像精度等を一部編集してテレビ局に提供することも否定することはできない。

そのような場合には、本件処分を取り消し、同様の編集を施した上で、本件映像記録の部分開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 処分の理由

ア 審査請求の理由となった違反

広島県警察本部交通部交通機動隊の警察官1名が、白バイで交通取締り中の令和〇年〇月〇日〇時〇分頃、広島県広島市〇〇区〇〇先〇〇交差点付近道路において、信号機の表示する赤色の灯火に従わないで、普

通乗用自動車を運転して進行したものの。

イ 処分の経過

(ア) 令和6年10月17日、審査請求人が「令和〇年〇月〇日〇時〇分に広島市〇〇区〇〇先〇〇交差点で私が交通違反をした際の白バイ隊員が記録した映像又は音声の記録」について、自己情報の開示を請求。

(イ) 令和6年10月24日、本件請求に対する開示決定等の期間を延長。

(ウ) 令和6年11月28日、本件請求に対して、「映像記録を開示することとなると、撮影範囲、画像精度等が明らかとなり、交通取締りに関する対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため」を不開示理由に、「ドライブレコーダーの映像記録を開示しない部分」とし音声のみを開示とした、部分開示を決定。

(2) 請求人の主張に対する弁明

ア 請求人は、本件処分が誤りであると主張する。

当県警察において、県民の理解と協力を得ることを目的として、警察活動の実態を正しく県民に伝えるための広報活動の一環として、大手テレビ局に、白バイ乗務員が街頭活動により交通取締りを行う様子やパトカー内部の様子の撮影を許可する場合があるが、その場合、当県警察が所有する映像資機材を使用するのではなく、大手テレビ局が所有する映像資機材を白バイ乗務員の装備品、白バイ又はパトカーの車内に設置して撮影後、大手テレビ局が自ら編集し、大手テレビ局の管理する映像として各種広報媒体を使用し放送・アップロードすることとなっており、当県警察においては、映像を提供しているわけではなく、映像を撮影する機会を提供しているのである。

よって、審査請求人が例示している大手テレビ局の動画についても、同様の理由により、映像を撮影する機会を提供された大手テレビ局が、自社所有する映像資機材を白バイ乗務員の装備品又は白バイに設置するなどして撮影し、自ら編集して動画サイトにアップロードしているものと推察される。

一方、今回のドライブレコーダーの映像記録については、「ヘルメット装着型ドライブレコーダーの運用要領について」（令和〇年〇月〇日付交通部長通達）を根拠として、広島県警察本部交通部交通機動隊が所有する映像資機材を使用して、活動の負担が大きい白バイ乗務員の活動実態

を幹部が点検し、個々の乗務員の活動の安全管理のために、個々の白バイ乗務員に装着させているものであり、広報活動のように公開を前提としたものではない以上、含まれている内容を同一視することはできず、そのドライブレコーダーの映像を全部開示すれば、当県警察における白バイ乗務員の交通取締り前の動向、交通取締りの手法及び追跡方法等や白バイ乗務員が装着するドライブレコーダーの撮影範囲、画像精度が明らかとなり、今後の交通取締りに関する対抗措置を講じられ逃走が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたのである。

以上の理由から、広報活動の一環として公開を前提とした動画が存在することをもって、不開示理由を誤りとして映像の全部の開示を求める請求人の主張を採用することはできない。

イ また、「映像の撮影範囲、画像制度等を一部編集してテレビ局に提供することも否定はできないことから、同様の編集を施した上での本件映像の部分開示」を求める請求人の主張についても、上記アで述べたとおり、当県警察が映像に編集を施してテレビ局に提供することがないだけでなく、今回のドライブレコーダーの映像には、通行車両やその車両登録番号、通行人の顔貌といった請求人以外特定の個人を識別することができるものが多数含まれており、容易に分離することはできないため、採用することはできない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「令和○年○月○日○時○分に広島市○○区○○先○○交差点で私が交通違反をした際の白バイ隊員が記録した映像又は音声の記録」の開示を請求したものである。

実施機関は、本件請求に対し、令和○年○月○日に広島市○○区○○で白バイ乗務員が記録したドライブレコーダーの記録（以下「本件対象情報」という。）を特定し、本件対象情報のうち、本件映像記録は法第78条第1項第5号の不開示情報に該当するとして、ドライブレコーダーの音声記録のみを開示する自己情報部分開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件映像記録の全部開示又は部分開示を求めている。

審査会において、本件対象情報を確認したところ、交通取締りに係る白バイ乗務員と審査請求人との間のやり取り等が記録されていたが、審査請求人は、実施機関が本件対象情報を特定したことについて、特段主張していない。

実施機関が本件対象情報を特定したことについて特段不自然・不合理な点はなく、妥当であると認められることから、以下、本件映像記録の不開示情報該当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 法第78条第1項第5号及び第79条第1項について

法第78条第1項第5号は、「行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

法第79条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

また、「容易に区分して除くことができる」とは、個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準（令和5年4月1日制定）によれば、「当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。」と解される。

(2) 法第78条第1項第5号該当性について

実施機関は、弁明書において、本件映像記録については、「ヘルメット装着型ドライブレコーダの運用要領について」（令和〇年〇月〇日付交通部長通達）を根拠として、広島県警察本部交通部交通機動隊が所有する映像資機材を使用して、活動の負担が大きい白バイ乗務員の活動の安全管理の

ために撮影しているものであり、広報活動のように公開を前提として撮影しているものではないと説明している。

また、実施機関は、本件映像記録を全部開示すると、実施機関における①白バイ乗務員の交通取締り前の動向、交通取締りの手法及び追跡方法等、②白バイ乗務員が装着するドライブレコーダーの撮影範囲、画像精度が明らかとなり、今後の交通取締りに関する対抗措置を講じられ逃走が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたと主張している。

審査会において本件映像記録を見分したところ、ドライブレコーダーの撮影距離、撮影範囲、画像精度等に加え、白バイ乗務員が交通取締りを行う一連の様子が確認できた。

このことから、本件映像記録を開示することにより、今後の交通取締りに関する対抗措置を講じられ逃走が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

この点、審査請求人は、白バイ乗務員が身につけているドライブレコーダーにより撮影されたと思われる交通取締りの様子が記録された映像を含む動画が大手テレビ局により動画サイトにアップロードされており、その撮影・編集においては、警察組織から映像の提供等、一定の協力があったものと推察されるため、本件処分に係る不開示理由は誤りであると主張している。

しかしながら、弁明書における実施機関の主張によると、実施機関において、警察活動の実態を正しく県民に伝えるための広報活動の一環として、大手テレビ局に白バイ乗務員が交通取締りを行う様子の撮影を許可する場合があるが、その場合には、大手テレビ局が所有する映像資機材を白バイ乗務員の装備品等に設置して撮影した後、大手テレビ局が自ら編集し、管理する映像として使用しているのであって、実施機関が映像を提供することはないとのことであった。

このことから、実施機関を含めた警察組織の白バイ乗務員が交通取締りを行う様子を撮影した映像が動画サイト等に存在するとしても、実施機関の保有するドライブレコーダーの内容が明らかになっているとは認められず、審査請求人の主張を採用することはできない。

したがって、実施機関が、本件映像記録について、法第78条第1項第5

号の不開示情報に該当すると判断したことは妥当である。

(3) 法第 79 条第 1 項に基づく部分開示の可否について

審査請求人は、実施機関がその活動広報のために、犯罪の予防等に支障を及ぼすことのないよう、映像の撮影範囲及び画像精度等を一部編集してテレビ局に提供していることは否定できず、本件映像記録についても、同様の編集を施した上で、部分開示することを求めていることから、以下、この点について検討する。

実施機関は、弁明書において、不開示部分を容易に分離することはできないため、審査請求人の主張を採用することはできないと主張している。

審査会から、実施機関に対し、不開示情報に該当する部分を区分して、部分開示決定を行うことができるかについて確認したところ、実施機関は、本件映像記録の一部をカットすることは可能であると思われるものの、その他の映像の加工については、開示担当部署において、映像処理を行うソフトウェア等を保有していないため、できないと説明する。

上記のことからすると、実施機関において、本件映像記録を加工し、画像精度等の情報の内容を消滅させることは容易でないものと認められ、実施機関が本件映像記録を部分的に開示することは困難なものとして認められる。

(4) 総括

以上のことから、実施機関が、本件映像記録について法第 78 条第 1 項第 5 号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年4月14日	・ 諮問を受けた。
令和8年1月29日 (令和7年度第10回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年2月26日 (令和7年度第11回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年3月24日 (令和7年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授